

成果物確認引継及び固定資産登録等に関する業務

提案募集要領

2025 年 8 月

公益社団法人移動通信基盤整備協会

1. はじめに

公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下、JMCIA）で発注している成果物確認引継業務及び固定資産登録等に関する以下の業務について公募いたします。

2. 募集内容

JMCIA の工事竣工後に行われる「成果物確認引継業務」「固定資産登録業務」「認定会社等対応業務」「保全更新業務」に関する 4 業務を包括して委託する。

業務期間：2026 年 7 月 1 日～2026 年 12 月 31 日 以降は基本 6 ヶ月更新とする

（契約は半年毎更新とするが、業務品質維持を考慮し、選定会社には 4 年間継続委託とする）

詳細については応募意思のご連絡を頂き、機密保持誓約書を提示後に開示いたします。

3. 契約予定数

1 社を予定

4. 業務内容・想定業務量

- ・成果物確認引継業務：完成成果物管理、保全引継会議主催、完成図書管理、図面・諸元データ突合 等
- ・固定資産登録業務：固定資産報告書の作成、設備台帳の作成、固定資産ラベル発行 等
- ・認定会社等対応業務：弊協会と取引のある工事会社対応、全国会議開催補助、無線従事者線解任申請補助 等
- ・保全更新業務：保守図面の現行化、戻し無し修理に伴う CAD 修正、予備機管理業務 等

詳細な業務内容、想定業務量は応募意思のご連絡を頂き、「機密保持に関する誓約書」のご提示後に開示いたします。

5. 募集提案内容

応募意思のご連絡を頂き、JMCIA より提示した情報を基に以下のご提出をお願い致します。

- ・本業務の実施方針および実施方法に関する提案

業務品質向上や業務効率化等の内容も具備することが望ましい。

- ・本業務の見積り額

6. スケジュール

（1）ホームページにて提案募集要項告示 2025 年 8 月 5 日（火）～2025 年 9 月 5 日（金）

（2）提案募集要項説明会 2025 年 9 月 17 日（水）15 時

（3）提案書、見積書の提出 2025 年 11 月 21 日（金）15 時（日本時間）まで

※ご提案内容審査の上、12 月中を目途に選定会社様へ通知及び発注の手続きを進めさせていただきます。

7. 資料等の入手方法

ご提案頂くにあたり必要な業務内容、業務量等の情報につきましては、以下の要領にて応募意思を頂き、確認・審査のうえ応募者様へ送付します。応募にあたり以下の書類をご提出願います。

- ・機密保持に関する誓約書
 - ・会社概要資料（2025 年 3 月末時点での従業員数が 100 名以上であることを明記すること）（※）
 - ・JMCIA もしくは同規模(工事量)以上の企業等より、電気通信に関わる業務受託実績があることを示す資料（※）
- ※：様式は問いません。

8. 本件提案応募意思

（１）本募集に関する応募意思を下記メールアドレスまでご連絡ください。

以降のお手続き等について、当協会より別途返信させていただきます。

宛先：request2@jmcia.or.jp

件名：[応募] 成果物確認引継業務及び固定資産登録等に関する業務

本文：法人名、所属名、役職、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス

※記入漏れ、誤字脱字には十分ご注意ください。

（２）提案申請書類の受付期限以降のご連絡には一切お応えできませんのでご注意ください。

（３）本募集以外のご質問、お問い合わせ等には一切お応えできません。

9. 応募及び受託するための基本的要件・注意事項

応募及び受託するための基本的要件は以下の通り。

- ・ JMCIA もしくは同規模以上の企業等より、電気通信に関わる業務受託実績があること
 - ・ 2025 年 3 月末時点の従業員数が 100 名以上であること
 - ・ 本業務は、JMCIA の事務所内（リモートワーク可）及び御社準備のサテライトオフィス等（リモートワーク可）で執行するものとする
 - ・ 業務に使用するパソコン類は JMCIA より貸与する。
 - ・ 善良な管理者としての注意をもって業務を遂行できる者（民法 第 400 条）
 - ・ 業務品質の保持及び、効率化などの観点から、対象業務を一括して継続的に（3 年間以上）受託できる者
 - ・ 無線従事者(第一級陸上特殊無線技士)/1 級電気工事施工管理技士/第一種電気工事士/CAD 利用技術者もしくは対象資格相当以上の資格を有する事
 - ・ 以下のいずれか一つ以上の実績があること
- 指定業務①：携帯電話基地局建設工事関連業務、指定業務②：JMCIA からの受託業務

ただし、次のいずれかに該当する者は参加することができません。

（１）JMCIA の「中継施設整備事業工事等の参加資格」の認定を受けている者

（本公募にて業務を受託した時点で、JMCIA に関わる設計/施工業務参加不可）

（２）民法第 7 条の規定により後見開始の審判を受け、その取り消しを受けていない者および民法第 11 条の規定により保佐開始の審判を受け、その取り消しを受けていない者

（３）破産者で復権を得ない者

（４）民事再生、会社更生、破産、清算等の手続中にある法人

（５）次に掲げる事由の 1 つに該当する行為をした者で、その事実認定の日から 2 年間を経過しない者
また、それらの者を使用していた者で、事実認定の日から 2 年間を経過しない者

- ア. JMCIA との間で締結した契約（以下、「契約」という。）の履行に際し、故意にまたは重過失により納品もしくは役務を粗雑にし、または品質もしくは数量に関し不正の行為があった者
- イ. JMCIA の発注工事における入札（以下、「入札」という。）または契約の締結もしくは履行に際し、不正に利益を得る目的をもって入札者間で共謀した者
- ウ. 他の供給者の入札を妨害し契約を締結すること、もしくは契約を履行することを妨害した者
- エ. JMCIA の検査または監督に際し、JMCIA 職員の職務執行を妨げ、または職務執行に協力しなかった者
- オ. 正当な理由がなく契約を締結しなかった者、または契約を履行しなかった者
- カ. 入札の手続きまたは契約の締結もしくは履行に関する手続き等に際し、虚偽の申告をした者
- キ. 募集説明書に示す協定に規定する守秘義務に違反した者
- ク. 募集説明書を不正に使用した者
- ケ. その他不正に競争を阻害する行為をした者
- (6) 当該業務の執行に直接関与したことによって、競争上の不公正な利益を享受する可能性のある者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- (8) 暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）する者
- (9) 反社会的勢力がその事業活動を支配する者
- (10) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この手続きをする者

以上